

# 特定事業所加算算定要件における介護支援専門員実務研修の実習受入れについて

安中市役所介護高齢課

介護支援専門員研修カリキュラムが見直され、平成28年度から実務研修において、居宅介護支援事業所で行う「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」（おおむね3日間）が導入されました。

また、居宅介護支援事業所の特定事業所加算については、この実習へ協力することが算定要件となっておりますが、実習を受け入れようとする事業所は、事前に県への登録が必要となります。

## **1 介護支援専門員実務研修の実習内容**

利用者への居宅訪問を行い、アセスメントの実施、居宅サービス計画の作成、サービス担当者会議の準備・同席、モニタリングの実施、給付管理業務の方法など一連のケアマネジメントプロセスの実習をお願いします。

## **2 登録申請にあたっての留意事項**

- (1) 実習受入れは、特定事業所加算の算定要件です。（受入れ費用は特定事業所加算に含まれます。）
- (2) 実習時期は毎年1月～4月頃の予定です(計3日程度。連続の必要なし)。
- (3) 登録を受けた後、実習生受入れに係る契約を、実務研修を実施する群馬県社会福祉協議会（群馬県の指定研修実施機関）と締結します。
- (4) 受け入れる実習生の人数は、1事業所あたり2～5名程度を想定しています。研修実施機関が依頼した人数を受け入れてください。
- (5) 実習を指導する者は、主任介護支援専門員です。実習指導者は、実習開始前に研修実習機関が行う実習指導者向け研修を受講する必要があります。
- (6) 実習受入れにあたり、不適切な対応があった場合は登録を取り消すことがあります。
- (7) 事前に実習に係る対象者・関係者の同意を得るとともに、対象者の安全の確保や知り得た秘密の厳守について万全を期すよう実習生に周知徹底してください。
- (8) 登録に係る詳細は、「群馬県介護支援専門員実務研修実習受入事業所登録要綱」を参照してください。

### **3 登録申請の方法等について**

群馬県介護支援専門員実務研修実習受入事業所登録申請書（様式第1号）  
を下記へ提出してください。

○登録申請書の提出先・申請書・実習受入れに関する問い合わせ先

〒371-8570 前橋市大手町1-1-1

群馬県健康保険福祉部介護高齢課企画・介護保険係

電話027-226-2562（直通）

### **4 特定事業所加算の算定について**

介護支援専門員実務研修実習受入事業所登録申請書を提出した後、登録  
決通知が届くので、その写しを付けて下記の書類を安中市役所介護高齢課  
へ提出してください。

- ① 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙3-2）
  - ② 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1）
  - ③ 特定事業所加算・ターミナルケアマネジメント加算に係る届出書（別紙10-2）
- ※その他要件を満たしていることがわかる書類等

### **5 その他**

群馬県介護支援専門員実務研修実習受入事業所登録要綱、群馬県介護支援  
専門員実務研修実習受入事業所登録申請書（様式第1号）、実習受入れ事業  
所が行うべきこと等の具体的事項は群馬県のホームページで御確認下さい。  
また、その他の留意事項も同ホームページに掲載されておりますので御確認  
下さい。

群馬県ホームページアドレス

<http://www.pref.gunma.jp/02/d2310061.html>